

大和市教育委員会 5 月定例会

日 時 平成 28 年 5 月 18 日

午前 9 時 30 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 4 教 育 長 の 報 告
- 5 議 事

日程第 1 (議案第 27 号) 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案の意見聴取について

日程第 2 (議案第 28 号) 平成 28 年度大和市教育費補正予算案について

日程第 3 (議案第 29 号) 土地及び建物の取得の変更について

日程第 4 (議案第 30 号) 物品購入契約の締結について

日程第 5 (議案第 31 号) 物品購入契約の締結について

日程第 6 (議案第 32 号) 大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

日程第 7 (議案第 33 号) 教育財産の取得の申し出について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 27 号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案の意見聴取について

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 28 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成 28 年 5 月 18 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部を改正する条例案の意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見聴取された上記の件について、特段の意見はありません。



平成28年5月11日

大和市教育委員会教育長 柿本 隆夫 殿

大和市長 大 木



大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案の意見聴取について（聴取）

このことについて、別添の大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見聴取します。

事務担当 政策部 情報政策課 情報政策担当

内線 5363

議案第 号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例について

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、個人番号を利用することができる事務の追加その他所要の
改正を行いたい必要による。

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第1の3の項の次に次のように加える。

3の2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第1の4の項の次に次のように加える。

4の2 市長	大和市障害者福祉手当に関する条例（昭和41年大和市条例第25号）による障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4の3 市長	大和市心身障害者医療費助成条例（昭和47年大和市条例第41号）による医療費の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4の4 市長	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年大和市条例第26号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4の5 市長	大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2、1、年金給付関係情報であって規則で定めるものの項を削り、同表1、中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2、1、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

別表第2、6、障害者関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2、6、国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加え、同表6の項特定個人情報の欄中「障

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改める。

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の10の項事務の欄中「保険給付の支給」の次に「又は保健事業の実施」を加え、同表10、介護保険給付等関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の10の項の次に次のように加え、同表11の項事務の欄中「(昭和35年法律第37号)」を削る。

10の2 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の12の項特定個人情報の欄中「(平成24年法律第65号)」及び「又は地域子ども・子育て支援事業の実施」を削り、同表15、大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるものの項を削り、同表18、年金給付関係情報であって規則で定めるものの項を削り、同表18、地方税関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

別表第2、18、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の一部の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の19の項特定個人情報の欄中「又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収」及び「又は地域子ども・子育て支援

事業の実施」を削り、同表19、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の一部の助成に関する情報であって規則で定めるもの
大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の22の項事務の欄中「又は保険料の徴収」を「、保険料の徴収又は保健事業の実施」に改め、同表22、介護保険給付等関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の23の項特定個人情報の欄中「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を「(同法第15条第3項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。)附則第3条第1項の場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)又は平成25年改正法附則第2条第1項(平成25年改正法附則第2条第3項の場合を含む。)若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「旧法」という。)第14条第4項)」に改め、同表24、生活保護関係情報であって規則で定めるものの項の前に次のように加える。

身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2、24、年金給付関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加え、同表24の項特定個人情報の欄中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の25の項事務の欄中「(平成14年法律第103号)」を削る。

知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2、27、国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

年金給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第2、27、児童扶養手当関係情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の27の項の次に次のように加える。

27の2 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の28の項の次に次のように加える。

28の2 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって

	<p>する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の一部の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
28の3 市長	<p>大和市障害者福祉手当に関する条例による障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等</p>

		の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
28の4 市長	大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		<p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
28の5 市長	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の一部の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
28の6 市長	大和市小児医療費助成条例によ	障害者関係情報であって規

	る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の一部の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3の3の項を次のように改め、同表8の項特定個人情報の欄中「(第15条第3項において準用する場合を含む。)」を「(同法第15条第3項(平成25年改正法附則第3条第1項の場合を含む。)及び平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)又は平成25年改正法附則第2条第1項(平成25年改正法附則第2条第3項の場合を含む。)若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項」に改める。

3 削除			
------	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び第5条第1項の改正規定、別表第2の6の項の改正規定並びに同表24の項の改正規定 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

- (2) 別表第2の10の項の次に次のように加える改正規定及び同表27、国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第3条の2に規定する政令で定める日
- (3) 別表第1の4の項の次に次のように加える改正規定（4の2の項及び4の3の項に係る部分に限る。）、別表第2、18、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える改正規定、同表19、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える改正規定（「大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の一部の助成に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分に限る。）及び同表28の項の次に次のように加える改正規定（28の3の項及び28の4の項（「大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」及び「大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分を除く。）に係る部分に限る。） 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日
- (4) 別表第1の4の項の次に次のように加える改正規定（4の4の項及び4の5の項に係る部分に限る。）、別表第2、1、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える改正規定、同表19、社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える改正規定（「大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の一部の助成に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分を除く。）、同表27の項の次に次のように加える改正規定（「大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分に限る。）及び同表28の項の次に次のように加える改正規定（28の2の項、28の4の項（「大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による

医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」及び「大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」に係る部分に限る。)、28の5の項及び28の6の項に係る部分に限る。) 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

大和行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 市長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	3 市長	略	4 市長	略	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 市長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	3 市長	略	4 市長	略								
機関	事務																				
3 市長	略																				
4 市長	略																				
機関	事務																				
3 市長	略																				
4 市長	略																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3の2 市長</td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4の2 市長</td> <td>大和市障害者福祉手当に関する条例（昭和41年大和市条例第25号）による障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>4の3 市長</td> <td>大和市心身障害者医療費助成条例（昭和47年大和市条例第41号）による医療費の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>4の4 市長</td> <td>大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年大和市条例第28号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>4の5 市長</td> <td>大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号）に</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	3の2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	略	4の2 市長	大和市障害者福祉手当に関する条例（昭和41年大和市条例第25号）による障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	4の3 市長	大和市心身障害者医療費助成条例（昭和47年大和市条例第41号）による医療費の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの	4の4 市長	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年大和市条例第28号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	4の5 市長	大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号）に	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 市長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	3 市長	略	4 市長	略
機関	事務																				
3の2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの																				
4 市長	略																				
4の2 市長	大和市障害者福祉手当に関する条例（昭和41年大和市条例第25号）による障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの																				
4の3 市長	大和市心身障害者医療費助成条例（昭和47年大和市条例第41号）による医療費の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの																				
4の4 市長	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年大和市条例第28号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																				
4の5 市長	大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号）に																				
機関	事務																				
3 市長	略																				
4 市長	略																				

略	よる医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
---	----------------------------

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略 下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 略 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

略	略	略
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律の賦徴収入又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で	障害者関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの

略	略
---	---

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略 下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 年金給付関係情報であって規則で定めるもの 略 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

略	略	略
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律の賦徴収入又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で	障害者関係情報であって規則で定めるもの

	<p>定めるもの</p>	<p>の略 国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報は保険料の徴収に関するもの</p> <p>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>略 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>略</p>
<p>10 市長</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>略 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>の略</p>

	<p>定めるもの</p>	<p>略 国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報は保険料の徴収に関するもの</p> <p>略 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>略</p>
<p>10 市長</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>略 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>略</p>

10の2 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	略
11 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	略
12 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	略
略			
15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報	略
略			
18 市長	特別児童扶養手当等の支給に	特別児童扶養手当等の支給に	略

11 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	略
12 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの	略
略			
15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報 大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの	略
略			
18 市長	特別児童扶養手当等の支給に	特別児童扶養手当等の支給に	略

<p>19 市長</p>	<p>関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>19 市長</p>	<p>母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>19 市長</p>	<p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>大和市心身障害者医療費助</p>	<p>大和市心身障害者医療費助</p>

<p>19 市長</p>	<p>関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>19 市長</p>	<p>母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>19 市長</p>	<p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>大和市心身障害者医療費助</p>	<p>大和市心身障害者医療費助</p>

<p>成条例による医療費の一部の助成に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>略</p>	<p>22 市長</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>略</p>	<p>22 市長</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>略</p> <p>23 市長</p> <p>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（同法第15条第3項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第3条第1項の場を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の</p>

<p>略</p>	<p>22 市長</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>略</p> <p>23 市長</p> <p>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めるとことができる情報は同法第55条の5の規定による報告を求めると</p>
----------	--	--

		<p>促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)又は平成25年改正法附則第2条第1項(平成25年改正法附則第2条第3項の場合を含む。)若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「旧法」という。)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めるところが²できる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めるところが²できる情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>24 市長</p>	<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
--	--	--	---	--------------	-----------------------------

		<p>ができる情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>24 市長</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
--	--	---------------------------	--------------	---	-----------------------------

		<p>略 年金給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>略 障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>略</p>
25 市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	略
略 27 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の実施又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>略 国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p>

25 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>略 年金給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>略 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の実施又は地域生活支援事業の実施に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>略</p>
略 27 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の実施又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>略 国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p>

27の2 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 略 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
28 市長	略	
28の2 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務であって規則	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

			略
			略
		28 市長	略

<p>28の3 市長</p>	<p>大和市障害者福祉手当に関する条例による障害者福祉手当の支給に関する事務であつて</p>	<p>地方税関係情報であつて規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であつて規則で定めるもの 社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの 大和市中心身障害者医療費助成条例による医療費の一部の助成に関する情報であつて規則で定めるもの 障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p>

<p>障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>規則で定めるもの</p>
---	-----------------

--	--	--

		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
28の4 市長	<p>大和市中心身障害者医療費助成条例による医療費の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>

--	--	--

28の5 市長	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する情報の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支給付等関係情報であって規則で定めるもの
	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

28の6 市長	大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務で定めて定めるもの	<p>規則で定めるもの</p> <p>大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の一部の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の</p>
---------	--------------------------------------	--

--	--	--

略

	一部の助成に関する情報 であって規則に定めるもの
	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略 3 罰除			

略 8 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(同法第15条
--------	-----------------------------------	-------	---

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略 3 市長	地方税法その他の法律及びこれらに基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校教育法による就学援助に関する情報であって規則で定めるもの 地方税法第20条の11の規定により得られる情報又は同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報であって規則で定めるもの

略 8 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(第15条第3項において準用する
--------	-----------------------------------	-------	--

第3項(平成25年改正法附則第3条第1項の場合を含む。)及び平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)又は平成25年改正法附則第2条第1項(平成25年改正法附則第2条第3項の場合を含む。)若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めるところが第55条の5の規定による報告を求めるところが規則で定めるもの

略

場合を含む。)の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めるところが第55条の5の規定による報告を求めるところが規則で定めるもの

略

議案第 28 号

平成 28 年度大和市教育局補正予算案について

平成 28 年度大和市教育局補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出に関し、審議願いたく提案する。

平成 28 年 5 月 18 日提出

大和市教育局委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成28年度教育費6月補正予算(案)

歳出

(単位:千円)

款項目(事業名)	当初予算額	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備考
10-1 教育総務費	1,269,575	1,269,575	3,851	1,273,426	
4 教育指導費	540,357	540,357	3,851	544,208	
13 学力向上対策推進事業	83,961	83,961	3,851	87,812	中学校における学習支援として、1年生全員に英語及び数学で少人数指導を、全学年を対象に放課後等で、学び直しや受験に向けた個別支援を行います。平成29年度以降でできるだけ速やかに全校で実施することを目指し、パイロット校において、効果的な支援体制構築のための検証を行います。
10-3 中学校費	1,039,426	1,039,426	3,299	1,042,725	
3 学校建設費	437,423	437,423	3,299	440,722	
2 中学校防音設備整備事業	325,912	325,912	3,299	329,211	「市立南林間中学校復旧温度保持除湿工事」について、今年度に入り、防衛省より2か年の国庫債務負担行為となる旨の通知があったため、繰越明許費を設定し、併せて当該工事の工期延長に伴い事業費を増額するものです。

繰越明許費

(単位:千円)

款項目(事業名)	金額
10-4 中学校費	245,580
中学校防音設備整備事業	245,580

歳入

(単位:千円)

科目	当初予算額	予算現額	補正額	合計	充当先 (大事業単位)
15-2-7 国庫支出金・国庫補助金・教育費国庫補助金	898,703	898,703	17,863	916,566	
2 中学校費補助金	259,799	259,799	17,863	277,662	
06 中学校防音事業補助金	247,670	247,670	17,863	265,533	10-03-03-02 中学校防音設備整備事業
22-1-6 教育債	1,069,200	1,069,200	△ 15,400	1,053,800	
2 中学校債	142,100	142,100	△ 15,400	126,700	
02 中学校防音設備整備事業債	64,500	64,500	△ 15,400	49,100	10-03-03-02 中学校防音設備整備事業

議案第 29 号

土地及び建物の取得の変更について

土地及び建物の取得の変更にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 号

土地及び建物の取得の変更について

大和市生涯学習センターに係る土地及び建物の取得（平成26年6月26日及び平成27年12月18日議決）の一部を次のとおり変更したいので、議決を求める。

1 面積及び持分

(1) 変更前

ア 土地 9,378.19平方メートルのうち共有持分
1,000,000,000,000分の107,414,519,824

イ 建物

(ア) 専用部分 3,069.78平方メートル

(イ) 全体共用 1,154.31平方メートルのうち共有持分1,000,000
分の127,367

(2) 変更後

ア 土地 9,378.19平方メートルのうち共有持分
1,000,000,000,000分の106,943,830,314

イ 建物

(ア) 専用部分 3,057.16平方メートル

(イ) 全体共用 1,317.61平方メートルのうち共有持分1,000,000
分の126,824

2 取得価格

(1) 変更後の取得価格 1,692,890,000円

(2) 減額する価格 3,788,000円

平成28年6月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

平成26年6月26日及び平成27年12月18日に議決された土地及び建物の面積及び持分並びに取得価格を変更したい必要による。

議案第 号

土地及び建物の取得の変更について

大和市立図書館に係る土地及び建物の取得（平成26年6月26日及び平成27年12月18日議決）の一部を次のとおり変更したいので、議決を求める。

1 面積及び持分

(1) 変更前

ア 土地 9,378.19平方メートルのうち共有持分
1,000,000,000,000分の242,446,417,707

イ 建物

(7) 専用部分 6,787.55平方メートル

(4) 全体共用 1,154.31平方メートルのうち共有持分1,000,000
分の281,619

(2) 変更後

ア 土地 9,378.19平方メートルのうち共有持分
1,000,000,000,000分の242,459,592,156

イ 建物

(7) 専用部分 6,790.89平方メートル

(4) 全体共用 1,317.61平方メートルのうち共有持分1,000,000
分の281,715

2 取得価格

(1) 変更後の取得価格 4,403,343,000円

(2) 減額する価格 21,193,000円

平成28年6月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

平成26年6月26日及び平成27年12月18日に議決された土地及び建物の面積及び持分並びに取得価格を変更したい必要による。

議案第 30 号

物品購入契約の締結について

物品購入契約の締結にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 号

物品購入契約の締結について

生涯学習センター初度調弁（什器・その2）^{じゅう}の購入について、次のとおり物品購入契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 藤沢市鶴沼花沢町1番14号201号
日欧事務機株式会社 営業部
取締役営業部長 小林 治
- 3 契約金額 37,152,000円
- 4 納入場所 大和市大和南一丁目8番1号

平成28年6月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

生涯学習センター初度調弁（什器・その2）を購入したい必要による。

納入品一覧 ■生涯学習センター初度調弁(什器・その2)リスト

No.	設置階	室名	品名	サイズ等	数	単位
1	6階	講習室C	演台	900W×500D×1000H	1	台
2	6階	講習室C	演台(司会台)	600W×500D×1000H	1	台
3	6階	講習室C	花台	450W×450D×700H	1	台
4	6階	講習室C	ステージ	1800W×1200D×200H	3	台
5	2階	印刷工房	レクトライン収納 3枚引違い書庫	900W×500D×1200H	1	台
6	2階	印刷工房	レクトライン収納 ダブルベース	900W×500D×50H	1	台
7	6階	サークル倉庫	中量棚 単体型500kg天地6段	1500W×470D×2100H	1	連
8	6階	サークル倉庫	中量棚 単体型500kg天地6段	1800W×470D×2100H	3	連
9	6階	サークル倉庫	中量棚 連結型500kg天地6段	900W×470D×2100H	2	連
10	6階	サークル倉庫	中量棚 連結型500kg天地6段	1500W×470D×2100H	1	連
11	地下1階	B1F備品庫(B1-3)	中量棚 単体型500kg天地6段	1800W×620D×2100H	1	連
12	6階	備品庫(6-3)(講習室C)	中量棚 単体型500kg天地6段	1800W×620D×2100H	1	連
13	地下1階	B1F備品庫(B1-3)	中量棚 連結型500kg天地6段	1500W×620D×2100H	3	連
14	地下1階	B1F備品庫(B1-3)	中量棚 連結型500kg天地6段	1800W×620D×2100H	1	連
15	2階	印刷工房	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	3	台
16	3階	スタジオA	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	40	台
17	3階	スタジオB	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	5	台
18	6階	講習室C	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	145	台
19	6階	備品庫(6-3)(講習室C)	ドリー(パイプチェア用台車)	650W×950D×920H	5	台
20	3階	スタジオA	ドリー(台車)	650W×950D×920H	2	台
21	6階	水屋・和室前室・和室	折りたたみ座卓	1500W×450D×330H	9	台
22	6階	6F講師控室	会議テーブル	1800W×900D×700H	1	台
23	2階	印刷工房	会議テーブル	1800W×600D×700H	1	台
24	6階	会議室(6-1)	フラプター サイドフォールドテーブル	1800W×450D×720H	19	台
25	6階	会議室(6-5)	フラプター サイドフォールドテーブル	1800W×450D×720H	10	台
26	6階	会議室(6-6)	フラプター サイドフォールドテーブル	1800W×450D×720H	6	台
27	6階	会議室(6-7)	フラプター サイドフォールドテーブル	1800W×450D×720H	6	台
28	6階	会議室(6-8)	フラプター サイドフォールドテーブル	1800W×450D×720H	6	台
29	6階	会議室(6-9)	フラプター サイドフォールドテーブル	1800W×450D×720H	6	台
30	6階	会議室(6-10)	フラプター サイドフォールドテーブル	1800W×450D×720H	19	台
31	6階	会議室(6-11)	フラプター サイドフォールドテーブル	1800W×450D×720H	7	台
32	6階	講習室C	フラプター サイドフォールドテーブル	1800W×450D×720H	49	台
33	6階	会議室(6-1)	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	55	台
34	6階	会議室(6-5)	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	28	台
35	6階	会議室(6-6)	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	18	台
36	6階	会議室(6-7)	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	18	台
37	6階	会議室(6-8)	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	18	台
38	6階	会議室(6-9)	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	18	台
39	6階	会議室(6-10)	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	55	台
40	6階	会議室(6-11)	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	18	台
41	6階	6F講師控室	パイプチェアブラック	486W×490D×435SH×778H	6	台
42	6階	講習室B	特別教室ハンギングスツールステップ付	425W×440D×500H(座面/330φ)	37	台
43	6階	講習室A	特別教室W作業台	1800W×900D×760H	7	個
44	6階	講習室A	特別教室W技術チェア当て板付460SH	300W×300D×460SH	37	個
45	6階	備品庫(6-5)(講習室B用)	特別教室パラートワゴン	790W×560D×730H	7	台
46	6階	講習室B	特別教室スクールラインR膳板900	900W×600D×26H	4	台
47	6階	備品庫(6-5)(講習室B用)	特別教室スクールラインR膳板900	900W×600D×26H	1	台
48	6階	講習室B	特別教室スクールラインR膳板コンセント	900W×600D×26H	2	台
49	6階	備品庫(6-5)(講習室B用)	特別教室スクールラインR膳板コンセント	900W×600D×26H	2	台
50	6階	講習室B	特別教室スクールラインR下段開き戸	900W×600D×760H	2	台

納入品一覧 ■生涯学習センター初度調弁(什器・その2)リスト

No.	設置階	室名	品名	サイズ等	数	単位
51	6階	備品庫(6-5)(講習室B用)	特別教室スクールラインR下段開き戸	900W×600D×760H	2	台
52	6階	講習室B	特別教室スクールラインR上段ガラス開き	900W×450D×1200H	2	台
53	6階	講習室B	特別教室スクールラインR上段ガラス開き	900W×450D×1200H	2	台
54	6階	備品庫(6-5)(講習室B用)	特別教室スクールラインR上段ガラス開き	900W×450D×1200H	1	台
55	6階	備品庫(6-6)(講習室A用)	特別教室スクールラインRハイ乾燥棚	900W×600D×1986H	3	台
56	6階	備品庫(6-6)(講習室A用)	特別教室スクールラインRハイシェルビン	900W×600D×1986H	5	台
57	6階	講習室B	特別教室スクールラインR上段セミ開き	900W×450D×1200H	2	台
58	6階	備品庫(6-5)(講習室B用)	特別教室スクールラインR上段セミ開き	900W×450D×1200H	2	台
59	6階	講習室B	特別教室スクールラインR下段ラテ2列4	900W×600D×760H	4	台
60	6階	備品庫(6-5)(講習室B用)	特別教室スクールラインR下段ラテ2列4	900W×600D×760H	1	台
61	6階	6F備品庫(6-2)	マジックテープ(クリアティオパネル展示用)	25W×1000D×3H	10	本
62	6階	6F講師控室	傘立て	325W×200D×455H	1	台
63	6階	6F講師控室	コートハンガー	600W×530D×1700H	1	台
64	6階	会議室(6-6)	コートハンガー	1200W×530D×1700H	1	台
65	6階	会議室(6-7)	コートハンガー	1200W×530D×1700H	1	台
66	6階	会議室(6-8)	コートハンガー	1200W×530D×1700H	1	台
67	6階	会議室(6-9)	コートハンガー	1200W×530D×1700H	1	台
68	6階	会議室(6-1)	コートハンガー	1500W×530D×1700H	1	台
69	6階	会議室(6-10)	コートハンガー	1500W×530D×1700H	1	台
70	6階	会議室(6-11)	コートハンガー	1500W×530D×1700H	1	台
71	6階	講習室A	コートハンガー	1500W×530D×1700H	1	台
72	6階	講習室B	コートハンガー	1500W×530D×1700H	1	台
73	6階	備品庫(6-3)(講習室C)	コートハンガー	1500W×530D×1700H	2	台
74	6階	会議室(6-5)	コートハンガー	1500W×530D×1700H	1	台
75	6階	6Fロビー	パンフレットスタンド3列	761W×400D×1500H	3	台
76	6階	会議室(6-5)	傘立て オープンタイプ	424W×300D×500H	1	台
77	6階	会議室(6-6)	傘立て オープンタイプ	424W×300D×500H	1	台
78	6階	会議室(6-7)	傘立て オープンタイプ	424W×300D×500H	1	台
79	6階	会議室(6-8)	傘立て オープンタイプ	424W×300D×500H	1	台
80	6階	会議室(6-9)	傘立て オープンタイプ	424W×300D×500H	1	台
81	6階	会議室(6-11)	傘立て オープンタイプ	424W×300D×500H	1	台
82	6階	講習室A	傘立て オープンタイプ	798W×300D×500H	1	台
83	6階	講習室B	傘立て オープンタイプ	798W×300D×500H	1	台
84	6階	会議室(6-1)	傘立て オープンタイプ	424W×300D×500H	2	台
85	6階	会議室(6-10)	傘立て オープンタイプ	424W×300D×500H	2	台
86	6階	水屋・和室前室・和室	低座イス	W550×D683×H650×SH290	2	個
87	6階	水屋・和室前室・和室	座椅子	330W×490D×400H	25	個
88	6階	給湯室	木製カップケース	800W×450D×1800H	1	セット
89	6階	6F備品庫(6-2)	クリアティオ丸ベース	300W×300D×69H	170	台
90	6階	6F備品庫(6-2)	クリアティオパネル	1720W×1170D×30H	130	枚
91	6階	6F備品庫(6-2)	クリアティオ半丸ベース	300W×150D×69H	90	台
92	6階	6F備品庫(6-2)	クリアティオキャスター付ベース		20	台
93	6階	6F備品庫(6-2)	クリアティオポール	1800W×35D×35H	260	本
94	6階	6F備品庫(6-2)	クリアティオフック	55W×15D×21H	100	セット
95	6階	6F備品庫(6-2)	クリアティオワイヤーフック	55W×15D×21H	400	個
96	6階	6F備品庫(6-2)	展示パネル・ポール用台車		13	台

議案第 31 号

物品購入契約の締結について

物品購入契約の締結にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 号

物品購入契約の締結について

新図書館初度調弁（開架スペース用^{じゅう}什器）の購入について、次のとおり物品購入契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
 - 2 契約の相手方 大和市福田2600番地19
株式会社有隣堂 大和営業所
所長 芦部 浩二郎
 - 3 契約金額 28,512,000円
 - 4 納入場所 大和市大和南一丁目8番1号
- 平成28年6月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

新図書館初度調弁（開架スペース用什器）を購入したい必要による。

資料① 納入品一覧 新図書館初度調弁(開架スペース用仕器)

設置階	種別	品名	メーカー	規格	数量
2階	C-4	アームレスチェア	インターオフィス	ラウンディングチェア(板座/オーク材)[2040-20/30/80] ナチュラルブラック	14脚
	C-1	キャスター付アームチェア	インターオフィス	ID AIR [431 007 01 11 21 31] 張地:66ネロ バックレスト:30ペーシックダーク フレーム:30ペーシックダーク	3脚
3階	C-2-1	児童用アームレスチェア 大	キハラ	334-22 NC-013	20脚
	C-2-2	児童用アームレスチェア 中	キハラ	334-21 NC-024 (13脚)	55脚
				334-21 NC-030 (14脚)	
				334-21 NC-158 (14脚)	
				334-21 NC-177 (14脚)	
4階	C-1	キャスター付アームチェア	インターオフィス	ID AIR [431 007 01 11 21 31] 張地:66ネロ バックレスト:30ペーシックダーク フレーム:30ペーシックダーク	2脚
	C-4	アームレスチェア	インターオフィス	ラウンディングチェア(板座/オーク材)[2040-20/30/80] ナチュラルクリア	123脚
5階	C-1	キャスター付アームチェア	インターオフィス	ID AIR [431 007 01 11 21 31] 張地:66ネロ バックレスト:30ペーシックダーク フレーム:30ペーシックダーク	2脚
	C-4	アームレスチェア	インターオフィス	ラウンディングチェア(板座/オーク材)[2040-20/30/80] ナチュラルクリア(6脚) ラウンディングチェア(板座/オーク材)[2040-20/30/80] ナチュラルブラック(243脚)	249脚

議案第 32 号

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 33 号

教育財産の取得の申し出について

大和市公有財産規則の規定に基づく市長への教育財産の取得の申し出について、
審議願いたく提案する。

平成 28 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

取得する教育財産の概要

No.	1	2
名 称	大和市立大野原小学校	同左
所 在 地	上草柳七丁目 4 番 26 号	同左
構 造 等	防球ネット 支柱；コンクリート製	プール受水槽 鋼製
面 積 等	L30m×H10m	有効容量：31.2 m ³
取得理由	学校活動等での必要性により設置するもの。	老朽化により設備を更新し、併せて防災機能の向上を図るもの。
取得方法	大和市による設置	大和市による設置
取得時期	平成 28 年 12 月	平成 29 年 2 月
参 考	概算事業費 11,880 千円	概算事業費 17,745 千円